

青梅市は
あらゆる差別のない
まちを目指して
まいります

しょう
障がいのある人も

しょう
障がいのない人も

その人らしく暮らせる

きょうせい おうめしじょうれい
共生のまち青梅市条例

【わかりやすい版】

イラスト

青梅市障がい者福祉課

障害のある人とは

障害のある人とは、障害者手帳を持つ人だけに限りません。障害者手帳を持っていなくても、心や体の機能の制約によって、日常生活や社会生活（仕事や学校）に制限を受けている人も含んでいます。

また、心や体の機能の低下だけでなく「社会的障壁」によって、障害のある人の生活が制限を受けてしまうこともあります。

手帳所持者数と高齢者、難病患者数と%を入れる

しゃかいてきしょうへき

社会的障壁とはどんなもの？

社会的障壁とは、障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で生活しづらいと感じる障壁（バリア）のことです。この社会的障壁がなければ、心と体の機能の制約を受けている人であっても、生活をしやすくなります。そのためには、一人一人の状況に応じた配慮があることを気づき、その障害（バリア）を取り除くために、できることを実践していくことが大切です。

社会的障壁の例

- ① 社会における事物
（段差のある道路、施設など）
- ① 制度（利用しにくいルール）
- ② 慣行（習わしや文化など）
- ③ 観念（偏見など）



自由に使えるエ
レベーターの設
置をする



点字ブロックの
上に自転車を置
かない

条例で決めたこと

条例のポイント①



差別的な対応は禁止です！

障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したりまたは条件を付けるなど、障がいのない人と異なった対応をすることを禁止しています。

差別的な対応の例

障害があることを理由に、受付や入店を拒否する

介助者や支援者の人にだけ話しかける

障がいのある人にとっては、ちょっとしたことがとても大きな壁（障壁）になります。接する人に悪意がなくても、結果として差別をしてしまっていることがあります。

条例で決めたこと

条例のポイント②

合理的配慮の提供は、市全体の義務です！

障がいのない人が便利だと感じていても、障がいのある人にとっては、制限を受けたり、生活しづらいとすることがたくさんあります。

合理的配慮とは、障がいのある人の気持ちを理解し、それぞれの状況に応じて、社会の中にある壁（バリア）を取り除くために行う、心づかいのことです。

合理的配慮の例

障害のある人の特性に応じた個室
や座席に案内する

大勢が苦手、車いす席など

文字だけではなく、写真や口頭
での案内を行う

筆談や読み上げでの案内を
お願いします

合理的配慮って、実はかんたんなこと。
少し考え方を変えたり、工夫すれば、
みんなが便利で楽しく生活できるようになります。

条例で決めたこと

条例のポイント③

ユニバーサルマナーと心のバリアフリーを 推進します！

障がいのある人はもとより、高齢者、ベビーカー利用者、外国人など多様な人と向き合うための心遣いをもって行動しましょう。

様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、相互理解のためのコミュニケーション、継続的に行動してもらえるよう市が中心となって、皆さんと共に推進していきます。

町で困っている人がいたら
一声
「お手伝いしましょうか？」

スマートフォンやメモを使って
筆談でコミュニケーション
をとる。

人はみんな心や体の特性や考え方が違います。
様々な人の目線で考えると、お互いのコミュニケーションがとり
やすくなります。

必要な配慮や心がけておきたいこと

どうしていいかわからない？

困っていると思われる方には、まず声をかけてみてください。

「何かお困りですか」など、声をかけて「きっかけ」を作ります。どのような障害かを尋ねるのではなく、「どのようなお手伝いが必要か」を尋ねることがポイントです。

柔軟な対応を心がけましょう。

同じ障害、同じ場面でも、求められる対応が異なる場合があります。「できません」ではなく、できる限り希望を聞き、できない場合でも代替案を提案するなど柔軟な対応をお願いします。

支援者と支援を受ける人二人、話しかけているイラスト

個人事業者や非営利事業も対象になるの？

民間事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象になります。

障害のある人も障害のない人も

安心して心豊かに暮らせる青梅市を

作っていきましょう！

ヘルプカードとヘルプマーク

ヘルプカード

障害のある方が、災害時や日常生活の中でこまったときに、周囲の人に説明し支援をお願いするためのカードです。ヘルプカードには、緊急連絡先や配慮、支援をしてほしい内容が記載されています。提示された場合や、行けている方が困っているのを見かけたら、支援や配慮をお願いします。



ふりがな
名 前 _____

あなたの支援が必要です。

詳しくは、_____に
入っているヘルプカードをご覧ください。
よろしくお願いします。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車やバスの中で席を譲る、お困りのようなら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



援助が必要な方のマークです。
席をおゆずりください。

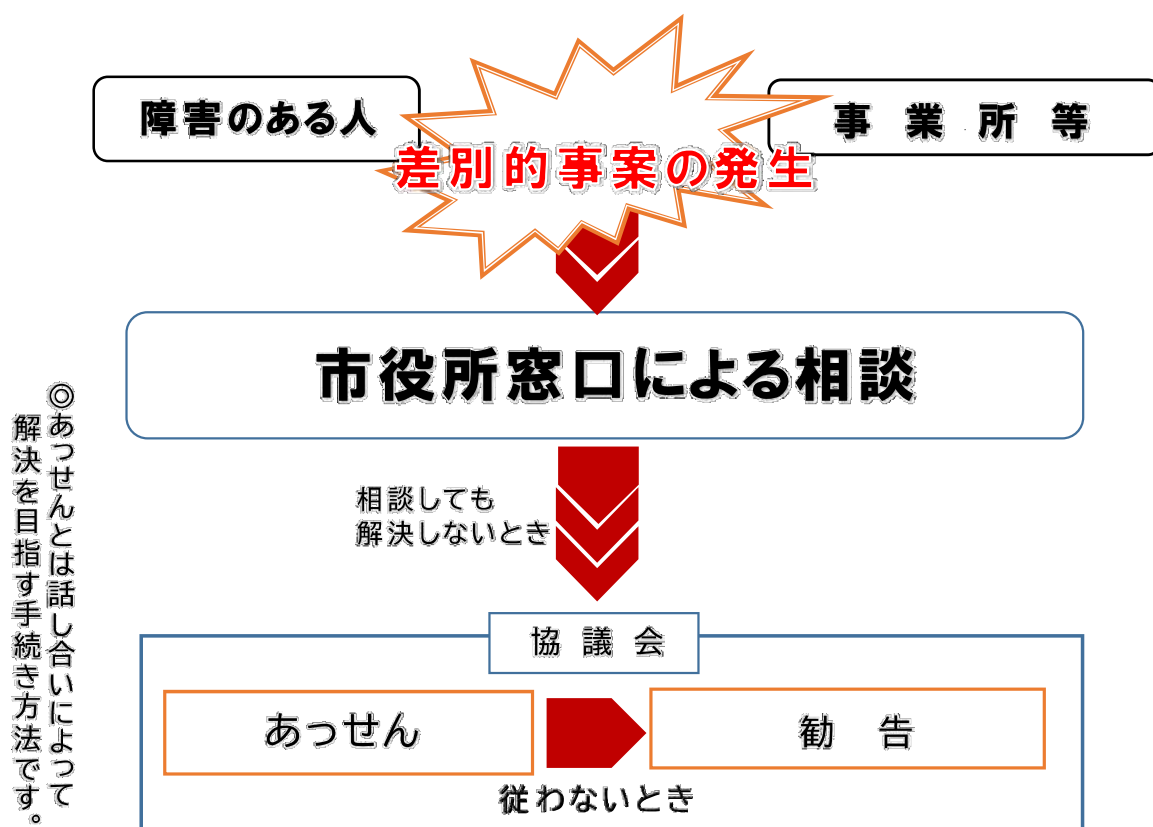
Please offer your seat to passengers
with medical conditions.

差別をされたときの

相談窓口

障がいを理由とする差別にかかわる相談や紛争解決は、まず青梅市の担当窓口（障がい者福祉課）にご相談ください。そこで解決しない場合でも、その内容に応じた適切な相談窓口が紹介されます。行政相談や、人権にかかわる相談であれば法務局、地方法務局などへ相談することもできます。

解決のしくみ



障がいのある人も障がいのない人も
その人らしく暮らせる共生のまち
青梅市条例

青梅市ホームページ
(URL)

令和4年〇月〇日発行
青梅市健康福祉部障がい者福祉課
相談支援係
電話：0428-22-1111
内線：2133.2134.2137

令和３年度青梅市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿（案）

	選 出 区 分		委 員 名	委 員 役 職
委員	法曹等	弁護士	タ ナカ ヨウイチ ロウ 田 中 洋一郎	田中法律事務所弁護士
委員	法曹等	人権擁護委員	テ ツカ サチ コ 手 塚 幸 子	人権擁護委員
委員	教育	教育関係者	オオ ヌマ ケン ジ 大 沼 健 司	東京都立青峰学園進路指導部主幹教諭
委員	関係機関団体	青梅市社会福祉協議会	エン ドウ アケ ミ 遠 藤 朱 美	青梅市社会福祉協議会地域係長
委員	事業者	商工業の代表	ホソ カワ タク ヤ 細 川 卓 也	青梅商工会議所地域振興課長
委員	当事者	障がい当事者および 家族の代表	ホシ ノ エ ミ 星 野 絵 美	

令和3年度 市内における虐待通報等の状況

相談・通報届・出者等の状況

令和4年2月24日現在

事案	受付	通報・相談者 (届出者)	障害者虐待 対応窓口 (受付機関)	虐待（疑い）者	虐待区分					調査対応状況			主訴・相談の概要
					身体的	性的	心理的	放置等	経済的	調査中	虐待の 認定有	調査終了 虐待の 認定無	
1	6月	本人	障がい者福祉課	障害者福祉施設 従事者等	○					○			本人来庁。現時点では家族には内緒で。いつか注意して欲しい。
2	7月	障害福祉サービス事業所	包括支援センター	養護者	○							○	家具の破損状況から虐待の疑い。家族へ聞き取り実施。本人は病死のため調査終了。
3	8月	障害福祉サービス事業所	障がい者福祉課	障害者福祉施設 従事者等	○		○				○		施設従事者による入所者への虐待。聞き取りおよび監視カメラで状況を確認。
4	9月	障害福祉サービス事業所	障がい者福祉課	障害者福祉施設 従事者等	○						○		虐待ではなかったが、不適切な支援があったとして注意した。
5	10月	家族・親族	障がい者福祉課	養護者	○					○			本人からも聞き取りを実施。相談支援事業所に継続的相談、支援を依頼し、慎重に対応を継続している。
6	11月	本人	障がい者福祉課	養護者	○		○			○			家族からの暴言。高齢者支援課と情報共有。高齢者虐待通報として包括支援センターに引継ぎ、安否確認を実施。
7	11月	障害福祉サービス事業所	障がい者福祉課	障害者福祉施設 従事者等	○		○	○		○			職員面接に行った者からの通報。激しい叱責等。事実確認を行い、市の監視強化を継続する。
8	1月	警察	障がい者福祉課	養護者	○		○			○			安否確認を実施。本人から相談の必要はないと申出。児童相談所、子ども家庭支援課と情報共有。相談継続する。
9	1月	障害福祉サービス事業所	都福祉保健局	障害者福祉施設 従事者等	○		○			○			都の担当者から市へ情報共有。同事業所から同じ内容の告発が2件。
10	1月	本人	障がい者サポートセンター	養護者	○		○			○			姉からの虐待の疑いで相談。家の中での行動制限がある。姉から監視される。サポートセンターと連携し情報収集を継続。
11	1月	本人	障がい者サポートセンター	養護者			○					○	母からの叱責。相談直後、都外へ転出したため調査終了。

【虐待者の定義】

養護者：障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等および使用者以外の者。障がい者の家族、親族、同居人等が該当します。
障害者福祉施設従事者等：障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業所等」に係る業務に従事する者。
使用者：障がい者を雇用する事業主または事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者。

【虐待の定義】

身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、もしくは生じる可能性のある暴行を加え、または正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること、または障がい者にわいせつな行為をさせること。
心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
放置等による虐待：障がい者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、事業所に使用される他の労働者による上記3つの虐待行為と同様の行為の放置、その他これらに準ずる行為を行うこと。

経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分すること、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。